

## 埋蔵文化財発掘調査報告書作成等業務委託仕様書

### 第1章 総則

- 第1条 本仕様書は、埋蔵文化財発掘調査報告書作成等業務（以下「業務」という。）に適用する。
- 第2条 業務における文化財調査の調査主体は佐賀県であり、受託者は佐賀県地域交流部文化課文化財保護・活用室（以下「佐賀県」という。）の指示に基づいて埋蔵文化財発掘調査報告書作成等業務委託を実施する。
- 第3条 業務は埋蔵文化財発掘調査報告書作成に伴い、報告書の編集・校正・印刷・梱包・発送等の業務を行うものである。
- 第4条 本仕様書に定めていない事項については、佐賀県と協議し定める。
- 第5条 受託者は、契約締結後速やかに佐賀県と協議の上業務に着手するものとし、業務が完了した場合、速やかに所定の報告書及び成果品を提出し、佐賀県の検査を受けること。

### 第2章 基本事項

- 第6条 業務を開始するに当たっては、佐賀県と受託者で十分に打合せを行うこと。また、業務開始前に着工届・工程表を速やかに提出すること。
- 第7条 業務の実施にあたっては、佐賀県職員が段階毎に確認することとし、必要に応じて調整を行うこと。また、計画変更等重要な事項については、打ち合わせ協議簿を作成し提出すること。

#### （業務管理者・技術者）

- 第8条 受託者は、業務履行の技術上の点検・管理を行う業務管理者及び報告書編集作業を行う技術者を定めること。
- 2 業務管理者とは、埋蔵文化財発掘調査報告書の編集・印刷業務が3年以上の経験を有する者をいう。
- 3 技術者とは、当該作業従事経験が概ね2年以上又はこれと同等の技術を有する者をいう。
- 4 業務管理者の交替の必要が生じた場合は、速やかに佐賀県に報告し承認を得ること。
- 5 技術者の交替の必要が生じた場合は、速やかに佐賀県に報告すること。

#### （再委託）

- 第9条 受託者は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により佐賀県の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- 2 業務の一部を再委託する際は、佐賀県内の業者の中から選定し委託するよう努めること。

#### （業務場所）

- 第10条 受託者の作業所で行うこと。

### 第3章 作業概要

- 第11条 本業務の作業概要

- |          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| (1) 業務名  | 埋蔵文化財発掘調査報告書作成等業務委託              |
| (2) 業務場所 | 受託者の作業所                          |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年1月30日                 |
| (4) 遺跡名  | 藤三郎屋敷遺跡G区（TZR-G）・扇町三本柳籠遺跡（OSY）   |
| (5) 業務内容 | 総ページ数306頁の報告書編集（一部）・校正・印刷・梱包・発送等 |

## 第4章 作業内容

### 第12条 報告書編集作業

- (1) 報告書の編集は Adobe InDesign を使用すること。
- (2) 編集途中のデータを渡すため、編集後はデータの統合を行うこと。
- (3) 主な編集は目次の作成、第VI章「まとめ」の原稿挿入（元データ渡し）、画像の確認、表・図番号の修正（本文との整合性の確認も含む）、ノンブル入れ、低解像度 PDF・高解像度 PDF の作成 ※詳細は特記仕様書を参照。

### 第13条 校正

- (1) 校正作業は編集完了後に3回、色校正1回の合計4回とする。

### 第14条 印刷

- (1) 印刷に係る条件等詳細は特記仕様書による。

### 第15条 梱包

- (1) 梱包は、報告書が入る大きさの透明なビニール袋（チャック付きでも可）を使用し、テープ等で封をし、発送時における水濡れを防止すること。
- (2) 梱包に際して、発注者が作成する鏡文（データ渡し）を出力し同封すること。

### 第16条 発送

- (1) 別添送りリスト先に発送を行うこと（259カ所程度）。  
※入札参加資格確認申請書を提出した者に対して個別に提示する。  
発送時点で住所が変更されている可能性もあるため、若干数の発送先変更は有り得る。
- (2) 発送形態は受託者に一任するが、発送記録が残るようにし、成果品に発送記録の添付をすること。
- (3) 発送に伴う費用も委託料に含むものとする。
- (4) 残部は佐賀県文化財調査研究資料室（神崎市神埼町鶴 3658-2）に納品すること。

## 第5章 成果品

第17条 納入する成果品等は次のとおりとする。

- (1) 報告書残部
- (2) 編集済みの InDesign データ（元データパッケージ済み）（データは HD に収納）
- (3) 報告書発送記録
- (4) 業務完了報告書（報告書発送記録と業務履行状況を示す写真、協議簿等をまとめたもの）  
正副の2部
- (5) (2)・(4) のデータを収納した HD 1点
- (6) その他必要に応じて佐賀県が指示するもの。

### (納品場所)

第18条 納品場所は、佐賀県文化財調査研究資料室（神崎市神埼町鶴 3658-2）とする。

## 第6章 その他

第19条 業務で生じた記録類一切の帰属及び著作権は佐賀県にあり、業務遂行中も同様とする。